

## トピックス

「農地利用状況調査・意向調査」にご協力をお願いします。

8月から9月にかけて、市内全農地の利用状況を調査します。

調査の結果、遊休農地（耕作をせず草刈りなどの管理もしていない農地など）となった場合は、今後の農地の有効利用や遊休農地解消のため、農地利用意向調査を実施し、調査の回答をもとに優良農地の確保と有効利用、意欲ある農業者への利用集積を図っていく予定です。



- 調査員は帽子の着用と身分証明書等を携行します。
- 調査にあたり農地内に立ち入ることもありますが、ご理解とご協力をお願いします。



（昨年度の現地調査の様子）

## 特集

### 農地の転用・売買・賃借等には 農業委員会の許可が必要です。



農地を耕作目的で  
売買したり賃借する  
ときは

3条申請

- 譲受人（借人）の耕作面積が、申請地を含めて下限面積以上必要であるなどの要件があります。  
※ 下限面積の適用地域は旧市町村ごとで異なります。詳しくは、お問合せください。

自分名義の農地を  
転用するときは

4条申請

- 農地の転用とは、農地を住宅、駐車場、資材置き場など農地以外のものに用途を変更することです。
- 農地の一時転用とは、農地をかさ上げする時などに必要な許可です。
- 立地基準（転用が可能な農地であるか）や一般基準（転用面積の妥当性等）などの要件があります。詳しくは、お問合せください。

他人名義の農地を  
購入もしくは借りて  
転用するときは

5条申請

農地の売買や転用等をお考えの場合は、地元の農業委員会委員または農業委員会事務局までご相談ください。《お問合せ》農業委員会事務局（本庁舎3階、☎22-4023）

- 申請書の締切日は毎月15日です。（15日が閉庁日の場合には、次の開庁日）
- 許可書が交付されるまでは、転用等はできません。
- 申請書は農業委員会事務局の窓口にあります。また、佐伯市公式ホームページからもダウンロードできます。

## おしえて！農業委員会 今回は「利用権設定」についてです。

ご存じですか？ 農地の貸し借り（必ず市役所・農業委員会への手続きをしましょう。）

通常、農地の貸し借りには農地法第3条に規定する許可を受ける必要がありますが、農業経営基盤強化促進法（基盤法）の利用権設定では許可申請よりも簡易な手続きで安心して農地を貸し借りすることができます。

※ よくあるご質問について

◇利用権設定をしたいのですが、市役所の申請窓口は何課になりますか？

市役所本庁舎3階 農政課（園芸振興係）になります。

◇農地法の貸し借り許可と基盤法の利用権設定の主な違いは？

契約期間が満了したとき、農地法の貸し借り許可では自動的に更新され、基盤法の利用権設定では期間満了によって終了します。

## 今が旬（有機栽培の渡辺農園）

今回は木立地区で有機野菜を栽培している農園を訪ねました。



有機栽培の渡辺農園 代表 渡辺 英征 さん  
「有機栽培」や「ぼかし肥料」、「野菜の販売」のお問合せについては、「☎090-7455-3775」まで

- ①Q. 有機野菜の栽培を始めて何年になりますか？  
A. 17年です。圃場面積は約150a、うち半分は有機JAS認証を受けています。
- ②Q. 栽培品目は？  
A. 葉野菜、根菜類など年間50種類以上栽培しています。今年からアイブ ルワー（食用花）の栽培をしています。
- ③Q. 栽培は何人で取り組んでいますか？  
A. 昨年までは3人体制で、今年からは農機具も揃い、7月から研修生も増え4人で取り組んでいます。
- ④Q. 有機栽培で苦労したことは？  
A. やはり、草対策です。
- ⑤Q. 目標、夢をお聞かせください。  
A. 目標は野菜チップの加工場や果樹園を作り、夢はここ木立がオーガニック村と言っていただけるようになれば良いなと思っています。

## ピックアップ

耕作放棄地解消と景観作物（ひまわり）の植付けに取り組ましました。



（写真は平成30年の様子）

コロナウイルスで重苦しい日々が続くなか、先月から東京では五輪の花が咲いています。

農業委員・推進委員・事務局で去る5月に播種したひまわりの花が蒲江インター近くで、見ごろを迎えています。市民の皆様のご来園をお待ちしております。

農業委員（塩月 吉伸）

## 編集後記

農業委員会では毎年、農地利用状況調査を行っています。農地の違反転用の早期発見や発生防止、遊休農地など将来的に耕作の予定がない農地の実態を把握するため、各地区の担当推進委員さんが暑い中調査をしています。調査をしていくなかで、耕作放棄地が増加している主な原因は農業者の高齢化や担い手不足が挙げられますが、なかには、農道の老朽化で機械が入らなかったり、農業用水の確保が難しく、意欲はあるのに作ることができない農業者の方が多いことを知りました。こうしたハード面対策の取り組みを強化することも耕作放棄を解消することに繋がるのではないかと思います。地域農業発展のため、少しでもお役に立てるよう頑張ります。

広報委員（山田 裕也）

## お知らせ

農業委員会への申請手続きにおける申請書等への押印が不要となります。

国の押印廃止等による関係法令等の改正に伴い、申請書等の「印」が削除され、佐伯市公式ホームページ内の申請様式も更新しています。なお、お手持ちの申請書等の様式に④の記載がある場合でも、申請書等をそのままご利用いただけます。詳しくは、農業委員会事務局までお問合せください。

発行元：佐伯市農業委員会

編集：佐伯市農業委員会広報部

広報委員

〈農業委員〉竹中 裕子・山田 美之

波戸崎 孝

〈推進委員〉山田 裕也・稗田 千公

農業委員会事務局

問い合わせ先：

0972-22-4023

E-mail nouisyo@city.saiki.lg.jp